

金剛生駒紀泉国定公園の公園計画の変更〔一部変更〕に関する 意見の募集（パブリック・コメント）について

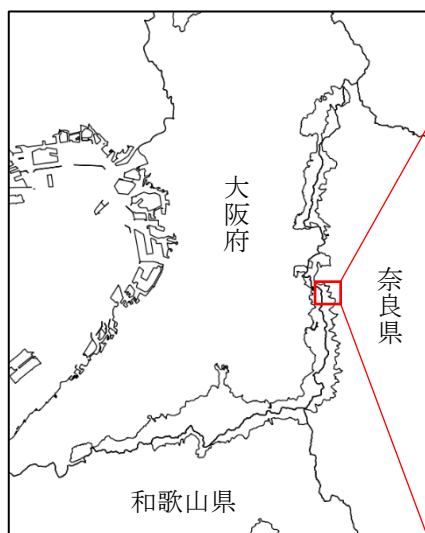
■背景

金剛生駒紀泉国定公園は、金剛生駒山系を主幹とし、その山麓地帯に史跡、伝説地等を包含する連峰景観地域として、昭和33年4月に大阪府、奈良県にまたがる「金剛生駒国定公園」として指定されました。その後、平成8年には、豊かな自然・歴史・文化資源を有する和泉葛城山系を区域に編入するとともに、名称を「金剛生駒紀泉国定公園」に変更しました。

大阪府と奈良県にまたがる二上山は、万葉集にも詠まれた歴史的・文化的価値を有するとともに、山頂からの優れた眺望や駅からの良好なアクセスを背景に、幅広い利用者に親しまれています。

このため、葛城市において現に利用されている二上山ふるさと公園からの登山道について、国定公園の利用の増進及び安全かつ適正な利用の推進を図る観点から、公園計画の一部変更を行い、当該路線を利用施設計画（歩道）として位置付けるものです。

金剛生駒紀泉国定公園



【今回の変更内容】

- 二上山線道路（歩道）の変更
・ 染野から二上山へ至る路線の追加

二上山線道路（歩道）



■変更案のポイント

利用の実態を踏まえ、安全かつ適正な利用の推進を図るため、二上山へ至る既存の登山道について、道路（歩道）計画の路線の追加を行います。

■変更案の詳細

○利用施設計画

- ・ 道路（歩道）

変更：二上山線

【意見募集要領】

1. 問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階／電話 03-5521-8279

イ 奈良県庁景観・自然環境課自然公園係

奈良市登大路町 30 ／電話 0742-27-7479

2. 意見募集対象

金剛生駒紀泉国定公園 公園計画の変更案

資料名「金剛生駒紀泉国定公園 公園計画変更書[一部変更]（環境省原案）」

3. 資料入手方法

変更案は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載するとともに、【1. 問合せ先】で閲覧することができます（※）。

※入館登録が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

4. 意見募集期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）から 11 月 17 日（火）までの 30 日間

5. 意見提出先・提出方法

- ・下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。
- ・下記以外の方法（電話等）による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「意見募集案件」の一覧から「金剛生駒紀泉国定公園の公園計画の変更[一部変更]に関する意見の募集（パブリック・コメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞

- 〔1〕氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）
- 〔2〕連絡先（郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス）
- 〔3〕御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

- 〔4〕御意見及び理由

「金剛生駒紀泉国定公園 公園計画の変更案」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

（2）郵送の場合

御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、郵送の場合には封筒に赤字で「金剛生駒紀泉国定公園 公園計画の変更への意見」と記載してください。

＜提出先＞

- ・ 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階
環境省自然環境局国立公園課 宛て

※御意見の提出に当たっての記入項目は、（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合の「＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞」を参照してください。

（３）電子メールの場合

電子メールアドレス：shizen-kouen@env.go.jp

※件名に必ず、「金剛生駒紀泉国定公園 公園計画の変更への意見」と記載してください。

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

※御意見の提出に当たっての記入項目は、（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合の「＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞」を参照してください。

（注意事項）

- ・ 1つの意見フォームにつき1つの御意見を記載してください。
- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・ 皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

6. 留意事項

以下に該当する場合など、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 御意見の内容が、「金剛生駒紀泉国定公園の公園計画の変更案」と無関係な場合
- ・ 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・ 記載された情報が虚偽であると判明した場合

7. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見については、その概要とそれに対する考え方を取りまとめて公表します。

8. 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和8年12月頃 提出された意見の取りまとめ、公表
- 令和9年2月頃 中央環境審議会に変更案を諮問・答申
- 令和9年3月頃 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

以上